

新型コロナウイルス感染症に対処するための令和2年度就学援助費支給認定の特例

(学務課)

当資料では「父45歳、母42歳、子14歳(中2)、子8歳(小2)」の世帯を例にとり、世帯収入は5,000千円、世帯所得は3,500千円とする
 →この場合の生保基準所得は2,500千円(1.3倍は3,250千円)とする。

現行の審査

特例

必要書類

児童扶養手当の受給状況

認定

※認定期間は令和3年6月末まで(中学校を卒業する者を除く)

受給していない → 所得で審査
 受給している → 認定

所得で審査

令和元年1~12月の所得



非該当 → 令和2年の収入急減に対処
 該当 → 解雇等の非自発的失業に対処

解雇等の非自発的失業に対処

令和2年の収入急減に対処

非自発的失業

平成31年1月~令和元年7月の任意の月の収入が、令和2年同月にかけて20%以上減少

雇用保険受給資格者証等により確認し、保護者が解雇・廃業等の非自発的失業となったことが明らか

令和元年の任意の月の収入

※白色申告の場合は月平均

350千円

20%以上減

令和2年の同月の収入

280千円

かつ

令和元年中の所得が4,000千円以内

認定

※支給期間は令和2年7月から令和3年3月まで

雇用保険受給資格者証 (第1)

2. 氏名			
4. 性別	5. 雇用時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所			
9. 方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)			
10. 雇用開始年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限	

離職者区分	離職理由コード	離職理由の例	年月日
特定受給資格者	11	解雇	
	12	天災等に起因する事業継続、継続不能となった事による解雇	
	21	雇止め(雇用期間3年以上、雇止め通知あり)	
	22	雇止め(雇用期間3年未満、契約更新明示あり)	
	31	事業主の働きかけによる正当理由のある自己都合退職	
特定理由離職者	32	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職	
	23	期間満了(雇用期間3年未満、契約更新明示なし)	
	33	正当理由のある自己都合退職	
	34	正当理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)	

給与収入の保護者 ※①・②の両方

- ①平成31年1月~令和元年7月までの任意の月の給与明細
 - ②令和2年の上記①と同じ月の給与明細
- ※退職により②がない場合は離職票等

個人事業主の保護者

I 青色申告の場合 ※①~③の全て

- ①令和元年(平成31年)分の確定申告書第一表の控え
- ②令和元年(平成31年)分の所得税青色申告決算書の控え
- ③令和2年1月~7月の任意の月の月間事業収入が分かるもの

II 白色申告の場合 ※①・②の両方

- ①令和元年(平成31年)分の確定申告書第一表の控え
- ②令和2年1月~7月の任意の月の月間事業収入が分かるもの

※個人事業主の場合は、持続化給付金を申請する際に添付した書類を添付すればよい

スケジュール

- ①8月：就学援助要領の特例に係る規程を策定
- ②8月下旬まで申請を受け付け
- ③9月1日認定(認定期限は令和3年3月末)
- ※ただし令和7月分から支給(一部は遡って支給)

周知方法

- ①市公式ホームページで周知
- ②令和2年度支給認定申請で「否認定」かつ前年の総所得金額が4,000千円以下の世帯に個別に案内